

証券コード 5962
平成29年6月29日

株 主 各 位

堺市堺区海山町2丁117番地

浅香工業株式会社

代表取締役社長 古賀秀一郎

第113期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第113期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項

第113期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

本件は、上記事業報告の内容、計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

（期末配当金は1株につき2円）

第2号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社普通株式10株につき1株の割合で併合することを決定いたしました。なお、本株式併合および平成29年5月12日開催の取締役会で決議いたしました単元株式数100株への変更の効力発生日は、平成29年10月1日です。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本件は、原案のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く）として古賀秀一郎、岡田 実、山木信男、河本幸博、野村 剛、菅浩範の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり補欠の監査等委員である取締役として日潟一郎氏が選任されました。

以 上

追って、本株主総会終了後開催された取締役会の決議により、当社の役員体制は、次のとおりとなりました。

代 表 取 締 役 社 長	古 賀 秀 一 郎
専 務 取 締 役	岡 田 実
取 締 役	山 木 信 男
取 締 役	河 本 幸 博
取 締 役	野 村 剛
取 締 役	菅 浩 範
取締役（常勤監査等委員）	林 弘 章
社外取締役（監査等委員）	中 務 正 裕
社外取締役（監査等委員）	田 中 宏 明

なお、このたび取締役を退任いたしました児山正紀氏は、顧問に就任いたしました。

以 上

配 当 金 の お 支 払 に つ い て

銀行口座・ゆうちょ口座振込をご指定の場合

銀行・ゆうちょ口座振込をご指定の方には、「第113期期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたのでお確かめください。

また、株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

銀行口座・ゆうちょ口座振込をご指定されていない場合

銀行・ゆうちょ口座振込をご指定されていない方は、同封の「第113期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で払渡期間（平成29年6月30日から平成29年7月31日まで）内にお受け取りください。

以 上

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数です。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 投資単位はどうなるのですか。

株式併合と単元株式数の変更を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数が1,000株から100株に変更されます。したがって、併合後の100株は併合前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあたっては、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数につきましても、当該端数に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

株主様の併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合

はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。

株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合、すべての端数を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その処分代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。この端数処分代金は、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

株式併合後端数を生じる株式をご所有されている株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年9月26日 1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年10月下旬 株式併合割当通知の発送

平成29年12月上旬 端株処分代金のお支払

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないですか。

特段のお手続きの必要はございません。

【お問合せ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 〒541-8502 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電 話：0120-094-777 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9：00～17：00 (土・日・祝日を除く)

以 上